

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【公開番号】特開2013-157809(P2013-157809A)

【公開日】平成25年8月15日(2013.8.15)

【年通号数】公開・登録公報2013-043

【出願番号】特願2012-17107(P2012-17107)

【国際特許分類】

H 04 L 29/08 (2006.01)

H 04 W 28/18 (2009.01)

【F I】

H 04 L 13/00 3 0 7 A

H 04 Q 7/00 2 8 1

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月10日(2014.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信装置であつて、

他の通信装置と無線通信するための通信パラメータを前記他の通信装置と共有する共有手段と、

前記共有手段により共有された前記通信パラメータを用いて前記他の通信装置と接続する接続手段と、

前記接続手段により前記他の通信装置と接続した後に、所定の機能を利用して前記他の通信装置と通信する通信手段と、

前記通信手段による前記所定の機能を利用した通信に失敗した場合、前記共有手段により共有された前記通信パラメータを破棄する破棄手段と、

を有することを特徴とする通信装置。

【請求項2】

前記通信装置が有する機能を示す機能情報を、前記他の通信装置に送信する送信手段を更に有し、

前記破棄手段は、前記送信手段による前記機能情報の送信に失敗した場合に、前記共有手段により共有した前記通信パラメータを破棄することを特徴とする請求項1に記載の通信装置。

【請求項3】

前記他の通信装置の種別を前記他の通信装置から取得する取得手段を更に有し、

前記取得手段により取得した前記他の通信装置の種別が所定の種別ではない場合に、前記破棄手段は、前記共有手段により共有した前記通信パラメータを破棄することを特徴とする請求項1または2に記載の通信装置。

【請求項4】

前記他の通信装置の種別が前記所定の種別である場合に、前記他の通信装置が有する機能を示す機能情報を受信する受信手段を更に有することを特徴とする請求項3に記載の通信装置。

【請求項5】

前記他の通信装置が有する機能を示す機能情報を要求する要求手段を更に有し、前記受信手段は、前記要求手段による要求に応答した前記他の通信装置から、前記他の通信装置が有する機能を示す機能情報を受信することを特徴とする請求項4に記載の通信装置。

【請求項6】

前記他の通信装置が有する機能を示す機能情報には、前記機能の名称、前記機能の種別、および、前記機能を前記他の通信装置に実行させるための命令のうちの少なくとも1つが含まれることを特徴とする請求項5に記載の通信装置。

【請求項7】

通信装置の制御方法であって、他の通信装置と無線通信するための通信パラメータを前記他の通信装置と共有する共有工程と、

前記共有工程において共有された前記通信パラメータを用いて前記他の通信装置と接続する接続工程と、

前記接続工程において前記他の通信装置と接続した後に、所定の機能を利用して前記他の通信装置と通信する通信工程と、

前記通信工程において前記所定の機能を利用した通信に失敗した場合、前記共有工程において共有された前記通信パラメータを破棄する破棄工程と、

を有することを特徴とする制御方法。

【請求項8】

コンピュータを請求項1から6のいずれかに記載の通信装置として動作させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記目的を達成するために、本願の通信装置は、他の通信装置と無線通信するための通信パラメータを前記他の通信装置と共有する共有手段と、前記共有手段により共有された前記通信パラメータを用いて前記他の通信装置と接続する接続手段と、前記接続手段により前記他の通信装置と接続した後に、所定の機能を利用して前記他の通信装置と通信する通信手段と、前記通信手段による前記所定の機能を利用した通信に失敗した場合、前記共有手段により共有された前記通信パラメータを破棄する破棄手段と、を有する。